



甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



マイナンバーカードの交付臨時窓口
を開設(予約制)



マイナンバーカードの交付手続きが平日の開庁時間にできない方のために臨時窓口を開設しています。マイナンバーカードの交付以外の業務(住所異動、各種証明書発行等)は行いませんのでご注意ください。

開設日時
・毎月第2・第3水曜日の午後7時20分まで

・毎月第2日曜日及び最終土曜日の午前9時から正午まで

開設場所 甚目寺庁舎1階 マイナンバーカード交付専用窓口

予約受付日時

月～金曜日(土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

予約・問合先 市民課 マイナンバーカード交付専用窓口

☎444・5675

FAX 443・3555

保険・年金



国保特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診期限迫る!!

特定健康診査の受診期間は10月31日(月)までです。まだ受けられていない方は、早めに受診してください。

生活習慣病を予防するためには早期発見が決め手となります。年に一度は健診を受け、健康づくりにお役立ててください。

受診をされる方は、希望する指定医療機関へ予約を入れて受診してください。

対象 国民健康保険の被保険者(40歳以上)・後期高齢者医療制度の被

保険者

※対象の方には、5月下旬に健康診査受診券を送付しています。

※4月2日以降に国民健康保険に加入された方で、受診希望の方はお問い合わせください。

健診場所 海部地区・津島市指定医療機関

健診費用 無料

問合先 保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683

FAX 443・3555

福祉



第十二回特別弔慰金の請求はお済みですか?

戦没者等の「遺族の皆様へ

令和2年4月1日より、請求受付を行っております。「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)」の請求期限が、令和5年3月31日(金)までとなっております。請求期間を過ぎますと特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求手続きがまだお済みでない場合は、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺

族のお1人(細かい条件につきましては窓口にお問い合わせください)

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 社会福祉課(午前8時30分から午後5時15分まで、土・日曜・祝日、年末年始を除く)

※請求者が居住する市町村での受付になります。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

子育て



子育て応援!

ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します!

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?

登録説明会

日時 10月18日(火)

午前10時～11時45分

場所 七宝公民館

対象 生後4か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児をご希望の方は開催日1週間前までに申し込みが必要。

メール申込 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

問合せ あま市・大治町広域ファミリーサポートセンター事務局(七宝公民館 1階)

☎4622・0150

FAX 4622・0160



ヤングケアラーについて知っていますか？

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の世話などを大人に代わって日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、学校生活などに支障が生じたり、こころやからだに不調が出たりと子どもらしい生活が送れないことがあります。また、子ども本人にヤングケアラーという自覚がなく、負担を独りで抱え誰にも相談していないことも多いです。

ヤングケアラーに関する相談窓口

市の相談窓口

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎444・33173

FAX 443・3555

その他の相談窓口

・児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120・189・783

(フリーダイヤル24時間受付)

・24時間子供SOSダイヤル

☎0120・078310

(フリーダイヤル24時間受付)

問合せ 子育て支援課

☎444・33173

FAX 443・3555

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

児童手当・特例給付支給日のご案内

10月定期支払の支給日は、10月7日(金)です。入金は通帳記帳等でご確認ください。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容

保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分〜午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

七宝学童保育クラブ(コロコロ)支援員募集

子どもと関わってお仕事をしたい方大歓迎です。

業務内容 小学生の放課後、保育・生活支援業務

賃金 七宝学童保育クラブの規則に基づき支給

勤務地 七宝児童館内

勤務時間 下校後から午後7時まで

※土曜日もしくは夏休み等は午前7時30分から午後7時のうち交代制

応募資格 70歳未満で、放課後指導

支援員認定資格、保育士、幼稚園

教諭、教諭、社会福祉士の資格を有

し、週2日から3日働くことができる方。

問合せ 七宝学童保育クラブ

☎441・6160

教育



私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

(1) 令和4年10月1日において、私立

高等学校(全日制課程・定時制課

程・通信制課程)、中等教育学校の

後期課程、または専修学校の高等

課程に在学する生徒の保護者等

(2) 授業料等の負担額が年額10、

000円以上の方

(3) 令和4年10月1日に本市内に住所

を有する方

(4) 令和4年度の市民税の算定に用い

た課税標準額の合計が500万円

を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入学

金、教育充実費、諸会費、設備維持費

及びこれらに類するもので、補助対象

者が負担する経費を言います。

※公立・私立にかかわらず高等学校

等を卒業、または修了したことが

ある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校

教育課(本庁舎)、七宝甚目寺市民

サービスセンター窓口)に提出、または学校教育課(本庁舎)に郵送してください。

令和4年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税

証明書が必要です。令和4年1月1

日に住民票のある市町村で交付を受

け、申請書に添えてご提出ください。

非課税の場合は非課税証明書を提出

していただく必要があります。また、

対象生徒が成人の場合、生徒本人の

課税証明書または非課税証明書が必

要です。

申請期間

10月3日(月)〜11月30日(水)

午前8時30分〜午後5時15分

(土・日曜・祝日を除く)

問合せ 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

外国人学校修学援助補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

(1) 令和4年10月1日に、外国人学校に在籍する幼児または高等学校生

徒の保護者等

(2) 令和4年10月1日に、本市に住所を所有する方

(3) 令和4年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

補助金額

幼児 年額12,000円

高等学校生徒 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課(本庁舎)窓口へ提出してください。

令和4年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和4年1月1日に住民票のある市区町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。また、高等学校生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

申請期間

10月3日(月)～11月30日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日を除く)

問合せ 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

環境・衛生



10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

家庭でできる生活排水対策

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙などで拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽を管理するすべての方は、法律で清掃、保守点検、法定検査を受けなければならないとされています。汚物の流出や悪臭の発生など、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理しましょう。

法定検査申込先

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

☎481・7160

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

犬や猫の飼い方について

最近、犬や猫などのペットに関する苦情が、市に多く寄せられます。

●散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動ですが、しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などにそのままになっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

●猫にもしつけを

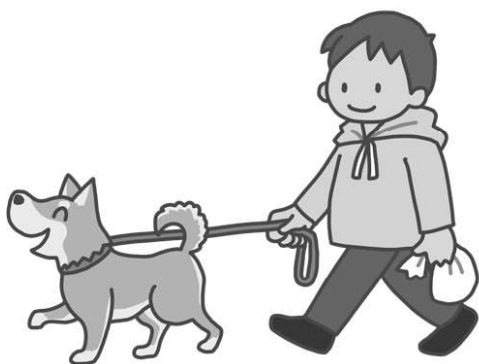
猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。猫は、

平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。また、室内飼いによつて、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555



発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電式電池含む)の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体のごみ収集に、多大な影響もおよぼしかねません。

日頃から、市民一人ひとりにより以下の場所ですべて分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

これらのごみは、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。

- ①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)の午前9時まで。

- ②あま市リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)毎日:午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く)。開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

ごみを減らしましょう

家庭から出るごみのうち、約半分を占めているのが「生ごみ」です。

家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

- ・使いきり
余分な食材を買わない。
買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。
- ・食べきり
食べきれぬ分だけ作る。
余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの工夫をする。
- ・水きり
ネットなどに入れて水分をきる。
生ごみは、約80%が水分です。水きりをする事で、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

防犯

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(火)～10月20日(木)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 暴力追放運動の推進
- 子どもと女性の犯罪被害防止

問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

ウォーキングによる防犯パトロール事業

あま市防犯協会では、地域の見守り活動として、ウォーキングをする際に合わせて防犯活動を行っていただけの方を募集します。

ウォーキングをしてもらう際に、

配布する蛍光反射付きのベストを着用してもらい、地域の防犯意識を高め、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。

ウォーキングによる防犯パトロールは、「団体で活動する防犯パトロール」とは異なり「個人の方によるボランティア活動」です。

申込

10月3日(月)から安全安心課(本庁舎)窓口で配布します。ご希望の方は窓口で申請をお願いします。

※50着、先着順とさせていただきます。



問合せ 防犯協会事務局(安全安心課)

☎444・0862

FAX 441・8330



あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和4年7月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	2件	-3件
乗物盗 (自動車盗など)	8件	±0件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	6件	-22件
計	16件	-25件

問合せ先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

防災

海部地方防災リーダー養成講座

東日本大震災を始めとして、近年大規模な自然災害が多発しており、今まで以上に地域防災力の重要性が高まっています。そこで、地域防災の中心的な役割を担う「防災リーダー」の養成講座を開催します。

日時

12月10日(土)

午前9時30分～午後4時30分

場所 飛島村役場 2階第3会議室

☎0567・97・3461

受講対象者(次の全てに該当する方)

① 満15歳以上の方

② あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村のいずれかの市町村に在住、または在勤もしくは在学の方

③ 講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員 20人程度(応募者多数の場合には抽選)

講座内容

- ・ 災害時のライフラインについて
- ・ 家具固定について
- ・ 災害時における救命処置について
- ・ 避難所での病気予防・ストレスに

ついて

受講料 無料

申込期限 10月28日(金)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

※講座内容は、予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

申込・問合せ先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市防災ハザードマップを

ご利用ください

市では、水防法改正及び津波災害警戒区域の指定に伴い、既存のハザードマップを更新した「あま市防災ハザードマップ」を、令和3年2月に作成し、全世帯にお配りしました。

この「あま市防災ハザードマップ」は、災害の発生により想定される最大の被害範囲および被害程度、避難所などの情報を地図上に図示したもので、風水害編(洪水ハザードマップ)、地震編、その他の災害編から構成されています。

普段からの防災意識を高め、災害時の安全な避難行動や事前の備え等に活用ください。

「あま市防災ハザードマップ」は公式ウェブサイトにも掲載しています。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/bousai/1002250.html>



問合せ先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

第67回愛知県消防操法大会 あま市消防団 小型ポンプ操法の部で優勝！



8月6日(土)、ポートレースとこなめ(常滑市)にて第67回愛知県消防操法大会が開催されました。新型コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催であり、愛知県内の消防団計28団が出場しました。

あま市消防団は4年ぶり3度目の出場をし、小型ポンプ操法の部で優勝することができました。

8月10日(水)には、愛知県知事・あま市長へ表敬訪問を行い、優勝の報告を行いました。

今後も日々の訓練を生かし、地域の安全安心に努めてまいります。

交通安全

令和4年中交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	80人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

令和4年7月末現在

問合せ 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.75

名称 新居屋橋の周辺
場所 新居屋上古川

この道路は幅員が狭いのに、朝は抜け道となるため交通量が多い。そこを、通学団も通る。歩道があるのは橋の付近だけ。児童たちはそこを過ぎれば、路側帯のさらに端を、自動車を気にしながら歩く。通過する自動車は、歩行者がいてもスピードを緩めない。生活道路だから、自転車も多く、横断する人もいる。東西の道路はさらに狭くなる。自動車はスピードを出さないことが鉄則といえる。(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険とを感じる場所や体験等の情報を募集しています)
問合せ 安全安心課
☎444・0862
FAX441・8330

その他



元七宝町議会議員
新美春夫氏に『旭日単光章』

地方自治の振興に貢献されました
新美春夫氏に対する叙勲伝達が6月8日(水)、愛知県知事から行われました。

新美氏は、昭和50年5月から平成7年4月まで、通算20年にわたり、旧七宝町議会議員として尽力され、受章の運びとなりました。

問合せ 人事秘書課
☎444・1713
FAX444・1351

元あま市議会議員
故・渡邊明氏に『旭日単光章』

地方自治の振興に貢献されました
故・渡邊明氏に対する叙勲伝達が8月10日(水)、愛知県知事から行われました。

渡邊氏は、平成7年5月から平成23年4月まで、通算16年にわたり、旧七宝町議会議員並びにあま市議会議員として尽力され、受章の運びとなりました。

問合せ 人事秘書課
☎444・1713

FAX 444・1351

社会保険労務士による労働相談

市内で事業所を営む方を対象に、社会保険労務士が労働に対するさまざまな相談に応じる無料の労働相談を実施しています。相談は予約制となります。

対象 市内で事業を営まれている方
場所 市内の事業所

申込・問合先 商工観光課

☎ 441・7118

FAX 441・8387



Web <https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/kyuzuzinn/1004801/1003893.html>

消費者トラブルの相談窓口および消費生活巡回相談

海部地域消費生活センターでは、身近に起こる消費者トラブルや苦情の相談を行っています。また各市町村でも巡回相談を行っています(あま市は毎週金曜日・要事前予約)。専門的な知識をもった消費生活専門相談員が対応しますので、不安に感じたら悩む前に気軽に相談ください。

○電話相談 海部地域消費生活センター

☎ 0567・23・0150

(月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分まで)

○巡回相談

日時 毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時30分から正午まで

場所 本庁舎3階相談室

相談料 無料

内容(一例)

- ・商品やサービスの解約をしたい(クーリングオフ)
- ・訪問販売に関する苦情を言いたい
- ・インターネットなどでの架空請求の相談がしたい
- ・株や生命保険などの金融商品についての相談がしたい など

予約・問合先

海部地域消費生活センター

☎ 0567・23・0150

商工観光課

☎ 441・7118

FAX 441・8387



Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002574/1008036.html>

ハローワーク津島からのお知らせ

「育児休業給付金が改正されます!」

令和4年10月1日施行の雇用保険法の改正により、育児休業給付金が変わります!

- ①産後8週以内に取得できる「産後パパ育児」を対象とする「出生時育児休業給付金」の創設
 - ②1歳未満の子の育児休業の分割取得を受給対象に
 - ③1歳以後の夫婦交代での育児休業取得を対象に
- 詳しくは最寄りのハローワークまでお問い合わせください

問合先

ハローワーク津島 雇用保険課

☎ 0567・26・3158

商工観光課

☎ 441・7118

FAX 441・8387

